

防災実施計画の策定について

『防災基本計画』を前提とし、災害想定ごとの対策等を記載した『防災実施計画』を策定。

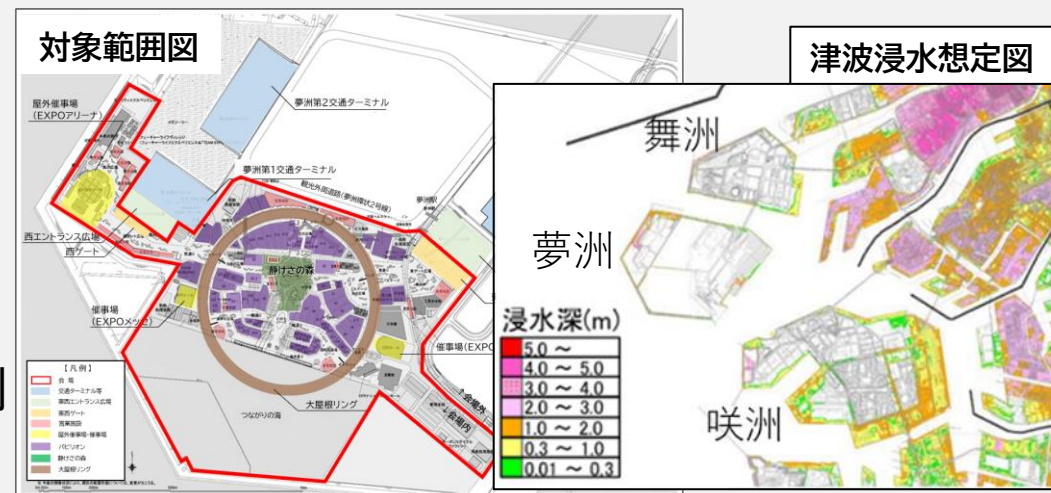
※『防災基本計画』についても一部改訂

防災基本計画

令和5年12月 策定
令和6年 9月 改訂

【主な記載事項】 どこで、何をする!?

- 計画の対象範囲
- 災害想定と被害想定
- 事前対策・体制
- 災害時における協会内各部局の役割



防災実施計画

令和6年 9月 策定

【主な記載事項】 どうやってやる!?

- 災害時における組織体制
- 危機管理センターの運用
- 関係機関との連携・役割分担
- 災害想定ごとの対策

防災基本計画を前提とした対策を記載

情報収集



危機管理センターのイメージ

避難誘導



【目的】

会期中に、災害から外国人・高齢者・子ども・身体等に障がいをもつ方をはじめ、全ての来場者の安全を確保し、安心して訪れることができる博覧会の実現のため、防災実施計画を策定。

【防災実施計画に盛り込んだ主な事項】

○ 組織体制

資料1

資料2

- ・・・平時より危機管理センターで災害情報等を収集。大規模災害時等は災害対策本部のもと関係機関と連携した応急対策を実施。特に、大阪府・大阪市とは、府市連絡員を通じて物資の確保、帰宅支援等についての連携を強化。

○ 気象への対応

資料3

資料4

資料5

- ① 台風への対応 ・・・万博の安全な運営の可否について、気象情報等により閉場等を判断する。
- ② 落雷への対応 ・・・落雷リスクに応じた対策を講じる。
- ③ 猛暑への対応 ・・・暑さ指数（WBGT）を計測・予測し、来場者に啓発する。

○ 地震・津波への対応

資料6

- ・・・南海トラフ巨大地震等の地震発生時の、協会及び大阪府・大阪市の連携を明確化、フェーズごとの連携内容を記載。

○ 水・食料等物資の備蓄

資料7

- ・・・来場者が最大3日間（72時間）滞在できる備蓄品を確保することに加え、大阪府・市からの物資の夢洲内保管の協力も得ることで備蓄量を増強。
 - ※ 津波警報・注意報解除後のアクセスルートの安全点検等のため、発災後最大3日間（72時間）の滞在が想定される。
 - ※ 発災時は、会場内の飲食店に食料の提供について協力要請する。（ガイドラインに記載し、事前に協力要請を実施。）

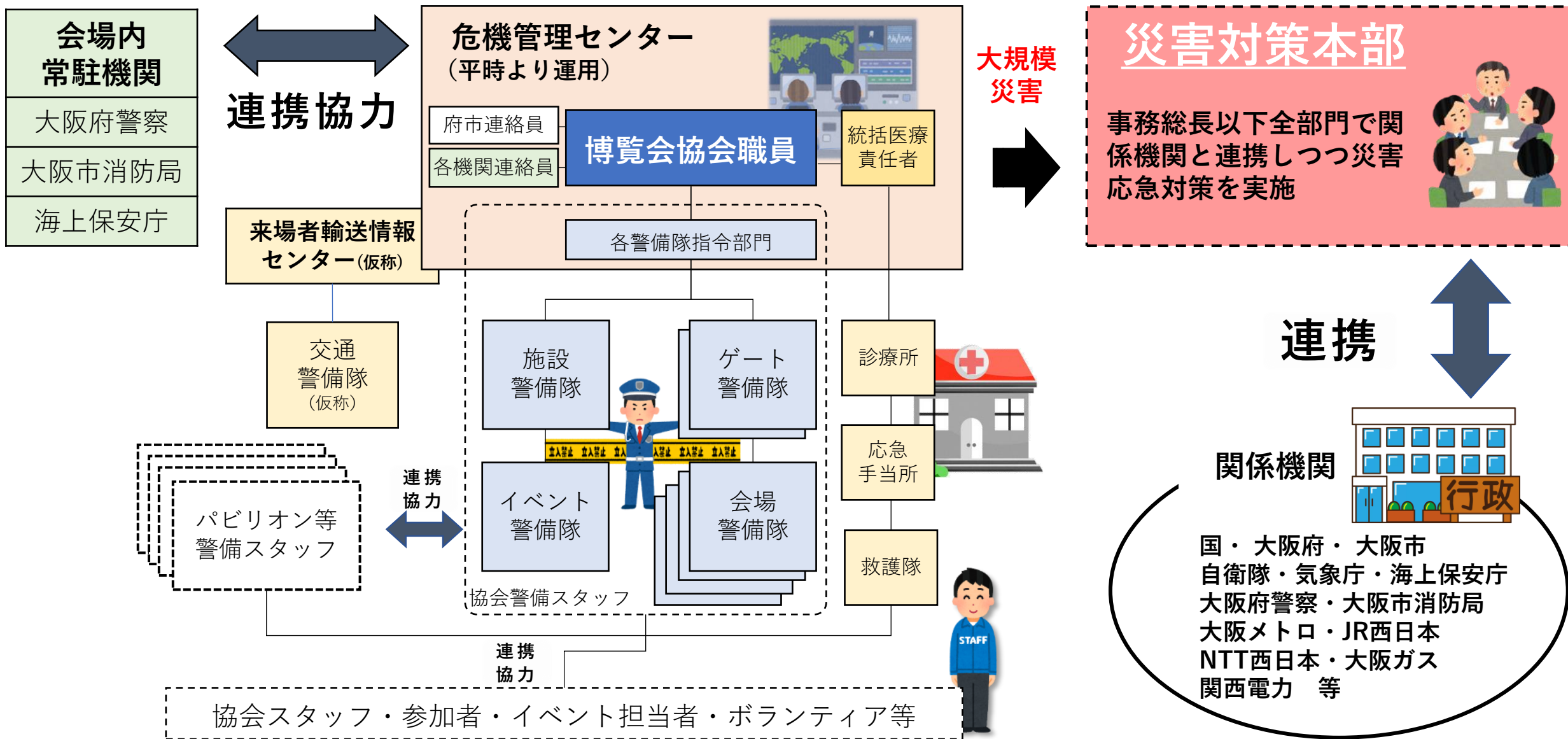
○ 船舶による代替輸送及び緊急時の傷病者搬送

資料8

- ・・・夢洲での滞在が継続する場合、船舶による代替輸送の要請や、ヘリコプターや船舶による傷病者搬送の要請を行う。

(1) 組織体制(危機管理センター等)

平時より危機管理センターにて情報収集。大規模災害時等は災害対策本部を設置し関係機関と連携した応急対策を実施。



(2) 組織体制(災害対策本部)

① 災害対策本部の設置

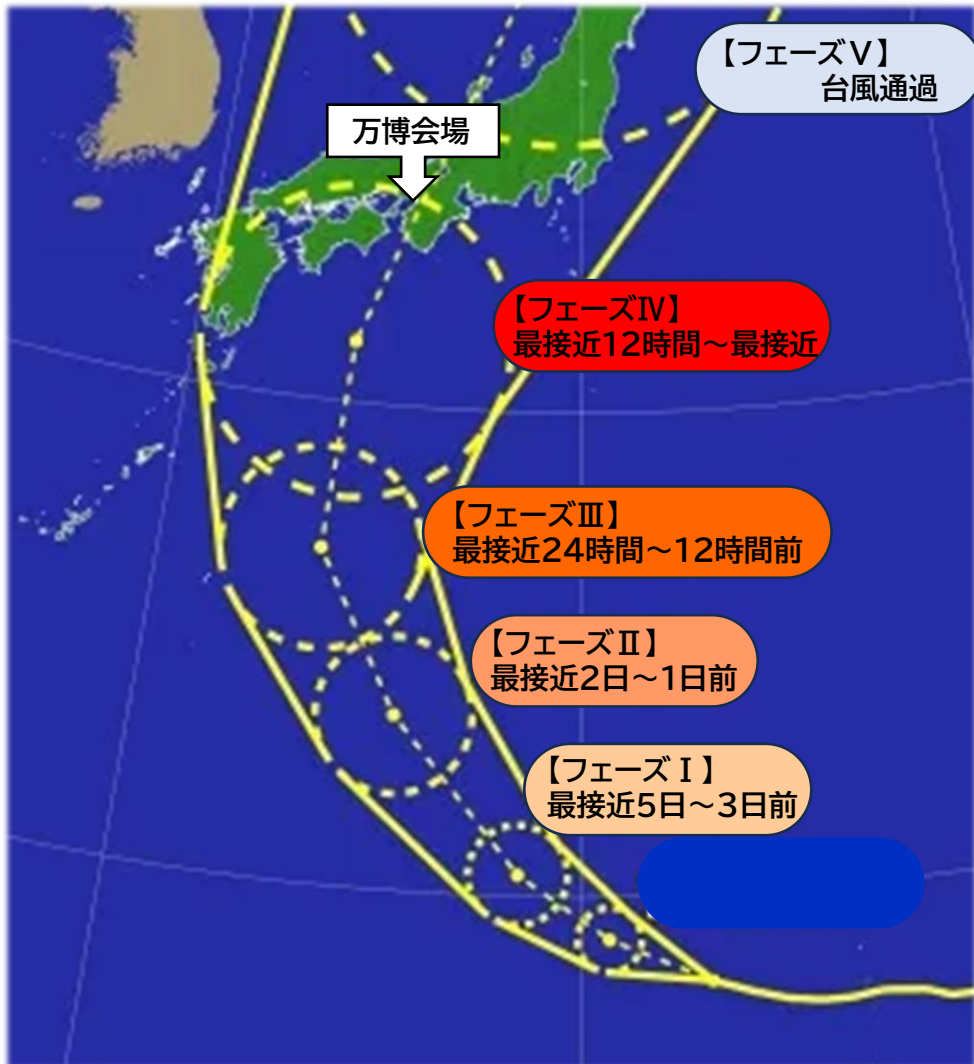
総合的な対応が必要となる事象が発生し、又は発生が見込まれる場合に**各局の情報収集及び対応の統制を図ることを目的**として、事務総長を長として設置。

② 災害対策本部の設置基準

種別	設置基準
地震・津波	<ul style="list-style-type: none">・大阪市で震度5弱以上（気象庁発表）を観測したとき・大阪府に大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたとき・気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、又は巨大地震注意）が発表されたとき・その他事務総長が必要と認めたとき
風水害等	<ul style="list-style-type: none">・大阪府に台風が上陸または接近するおそれがあり、大阪府内の陸上で最大風速30m/s以上が予想されるとき・大阪府に特別警報が発表されるとき・会場内で屋内への退避を呼びかける見込みがあるとき・その他事務総長が必要と認めたとき

(3) 台風への対応

台風接近の場合、万博の安全な運営の可否について、気象情報等により閉場等を判断。



- 【フェーズⅠ】** 最接近5日～3日前
 - ▶ 気象庁による台風情報等を収集
- 【フェーズⅡ】** 最接近2日～1日前
 - ▶ 気象台が行う台風説明会への参加
 - ▶ 営業内容の変更や営業時間の短縮、閉場等の対応を検討
- 【フェーズⅢ】** 最接近24時間～12時間前
 - ▶ 強風対策(テント・パラルの除去等)
 - ▶ 巡回による危険個所の把握等
- 【フェーズⅣ】** 最接近12時間～最接近
 - ▶ 警戒活動(建物・設備等の被害確認等)
- 【フェーズⅤ】** 台風通過
 - ▶ 復旧作業等営業再開に向けた措置

※ 時間は目安

気象情報収集



対応検討



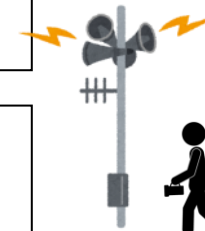
営業判断



強風対策



警戒活動

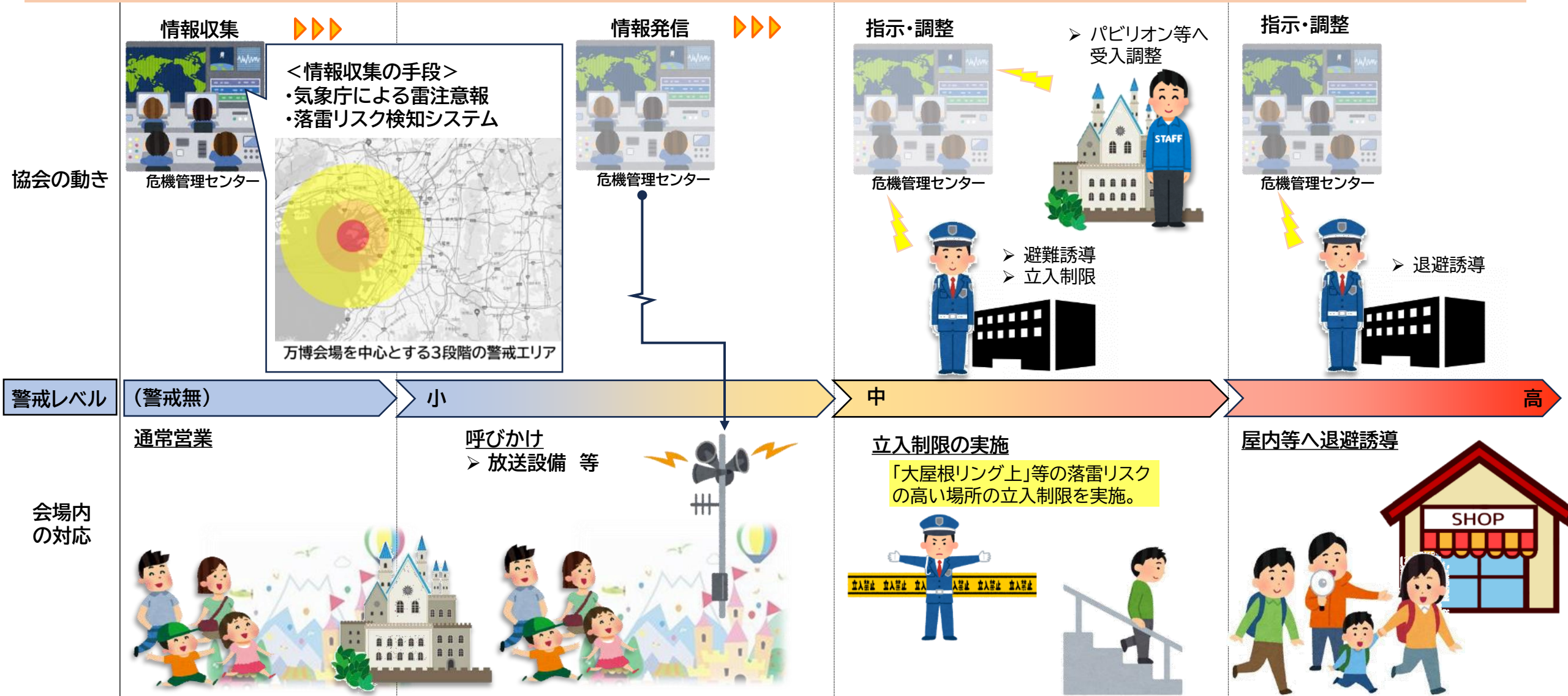


営業再開に向けた措置



(4) 落雷への対応

落雷リスクが見込まれる場合は、危険個所からの退避を呼びかけ。
 落雷リスクが非常に高い場合は、強い風雨を伴うなど状況に応じ、屋内等の安全な場所へ来場者を退避。



(5) 猛暑への対応

「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2020(環境省)」を参考に、暑さ指数(WBGT)を指標とした対策を実施するとともに、熱中症患者が発生した場合は会場内の医療救護施設にて診療・応急手当を実施。



1 情報提供・啓発

活用ツール … 協会ホームページ、場内放送、デジタルサイネージ
情報・啓発 … 熱中症警戒アラート、帽子や日傘の推奨、水分補給



2 待機列等に対する対策

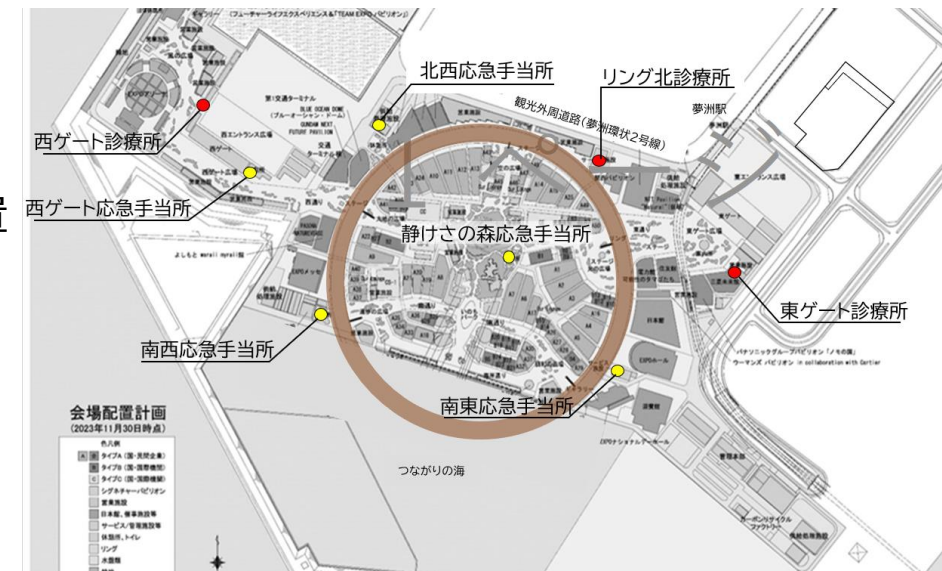
待ち時間短縮 … 入場ゲートの十分なレーン数を確保、パビリオン入館予約制の導入
環境充実 … 入場ゲートのスポットエアコン配備、遮熱性舗装の整備
飲料、暑熱対策用品の販売、テント・パラソル等の日射抑制

3 給水環境の整備

店舗での飲料水販売
自動販売機・マイボトル給水機・ウォーターサーバー設置

4 医療救護対策

会場内に診療所(3か所)、応急手当所(5か所)を設置。
診療所には、医師・看護師・救護隊が常駐。
応急手当所には、看護師・救護隊が常駐。



(6) 地震・津波への対応

大規模地震発生時の来場者の安全確保から帰宅支援までを5段階のフェーズに区分し、とるべき対応・手順を明確化。

地震発生

主な対策

フェーズⅠ 安全の確保

- 身を守る行動を呼びかけ
- 負傷者の把握、施設の被害確認
- 応急救護活動

フェーズⅡ 救援・安心の提供

- 来場者の避難誘導・待機
- 会場内施設の安全確認
- 公共交通機関及び道路の状況把握

フェーズⅢ 環境の変化・改善

- 一時滞在施設への誘導
- 保温シート等の備蓄物資配布
- 食料・飲料水の配布開始

フェーズⅣ 環境の安定化

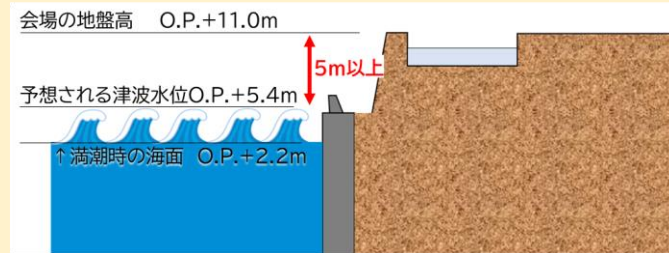
- 一時滞在者の支援
- 食料・飲料水等の備蓄物資の継続的な配布

フェーズⅤ 帰宅

- 交通情報の提供等、帰宅支援
- 平時の来場者輸送を行うバス事業者への協力要請

津波想定

会場は嵩上げされており、満潮時の津波に対し、5m以上の余裕がある。



✓ 応急救護活動

組織体制のもと、関係機関と連携した応急救護活動を実施。

✓ 一時滞在施設の確保

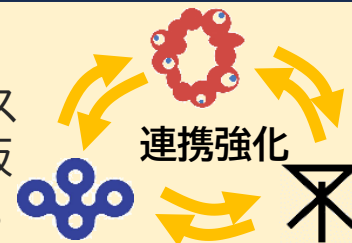
夢洲に加え、咲洲・舞洲において一時滞在施設を確保。

✓ 滞在者への配慮

要配慮者へは、避難時や一時滞在時など、可能な限り、必要な対応を実施。

大阪府・大阪市との連携強化

備蓄物資・一時滞在施設の確保・帰宅時のバス等代替輸送の確保等については、平時から大阪府・大阪市と連携強化を図り、緊急時に備える。



南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震注意、又は巨大地震警戒)が発表された場合は、国、自治体及び交通機関と調整・連携し対応について検討する。

(7) 水・食料等物資の備蓄

協会として、**60万食分**の調達、会場内食料の活用を含め、発災後3日間(72時間)分の備蓄を確保。大阪府・市からの物資の夢洲内保管の協力も得ることで、備蓄量を増強。
また、協会の備蓄食料の調達にあたり、アレルギー対策及び宗教的要素を考慮。

地震発生

夢舞大橋

夢咲トンネル

物資の支援要請

地震等が発生し、想定外の状況により備蓄品の不足が予測される場合、大阪府・大阪市に対し救援物資の提供を要請。

夢洲外

協会の備蓄

会場内飲食店
への協力要請

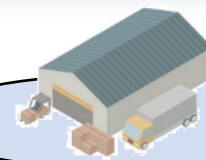
府市の備蓄

勤務者の備蓄

参加者においては、勤務者
のための備蓄品を準備。

主な備蓄品目と数量

品目	数量
主食(アルファ米等)	600,000 食
飲料水(500mL程度)	1,900,000 本
幼児用ミルク	5,000 ℓ
敷物	15,000 枚
保温シート	150,000 枚
簡易トイレ	1,950,000 枚
トレットパー(200m程度)	17,000 本
おむつ(小児/大人用)	112,000 枚
生理用品	88,000 枚
救急セット	100 箱



夢洲内

大阪府・市

- 防火・防災等に関するガイドライン(24年5月発)
- 公式参加者の商業活動に関するガイドライン(23年8月発)

災害時の来場者への飲食物の提供について依頼

(8)船舶による代替輸送及び緊急時の傷病者搬送

(6)(7)に記載の体制等を備えるが、不測の事態には大阪府・大阪市および関係機関へ以下の要請を行う。

- ▶ 地震等により夢洲での滞在が継続する場合、大阪府・大阪市へ船舶による代替輸送等を要請。
- ▶ アクセスルート(道路)の状況により、救急車が利用できない状況で、傷病者等の搬送が必要となった場合は、ヘリコプターや船舶の利用について関係機関に要請。

